

## 瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）第15条の9第3項及び瀬戸市水道事業会計規程（昭和45年瀬戸市水道事業管理規定第1号）に規定する公共工事の前金払（以下「前金払」という。）に関し、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に定める公共工事のうち法第5条に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証会社」という。）の保証に係る1件の請負金額が500万円以上のものとする。

(前金払の制限)

第3条 前条により前金払の対象とされる公共工事のうち、前金払の必要がないと認めるとき又は予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときは、支払うべき前金払（以下「前払金」という。）の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の額)

第4条 前払金の額は、次のとおりとする。

(1) 請負金額に10分の3を乗じて得た額以内

(2) 前号の規定により算出して得た額が1億円を超えるときは、1億円を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的

とする機械類の製造を除く。以下本条において同じ。)に係る前払金の額は、次のとおりとする。

(1) 請負金額に10分の4を乗じて得た額以内

(2) 前号の規定により算出して得た額が1億円を超えるときは、1億円を限度とする。

3 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負金額の総額に対してすることができる。

4 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

5 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

6 前2項の出来高予定額に対する各年度ごとの前払金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 初年度 当該年度の出来高予定額を第1項(土木建築に関する工事については第2項)の請負金額とみなして、当該項の規定により算出して得た額

(2) 2年度以降 初年度から当該年度までの出来高予定額を第1項(土木建築に関する工事については第2項)中の請負金額とみなして、当該項の規定により算出して得た額から、当該年度の前年度までに支払った前払金の合計額を差し引いた額

7 第1項、第2項及び前項の規定により算出した前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(前金払の明示)

第5条 前金払の対象となる公共工事及び前金払の割合については、入札

条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(前払金の支払)

第6条 前払金の支払をする場合は、請求書の提出と同時に保証会社と締結した法第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を市に寄託させなければならない。

2 前払金は、前項の規定による請求書を受理した日から14日以内に支払うものとする。

(請負金額の変更に伴う前払金の増減)

第7条 工事等の内容の変更その他の理由により請負金額を増額した場合にあっては、増額後の請負金額を基礎として第4条第1項又は第2項の規定により算出した前払金の額(その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)から支払済の前払金の額を差し引いた額以内の額の前金払をすることができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により請負金額を減額した場合にあっては、支払済の前払金の額から減額後の請負金額を基礎として第4条第1項又は第2項の規定により算出した前払金の額(その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を差し引いた額に相当する前払金を返還させるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、第4条第4項又は第5項に基づき前払金を支払う場合において、当該前払金を支払う年度分の年割額に応じた出来高予定額について変更が生じた場合については、「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、「第4条第1項又は第2項」とあるのは「第4条第6項」と、「前払金の額」とあるのは「当該年度の前払金の額」とそれぞれ読み替えて前2項を適用するものとする。

4 前3項の場合において、契約残工期（第3項においては、契約残工期又は当該年度の末日までのいずれかの期間）が40日未満であるときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

（前払金の返還）

第8条 前払金の支払いを受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、前払金を瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第39条の規定により返還させるものとする。

(1) 保証会社との間の保証契約が解除されたとき

(2) 本市との間の契約が解除されたとき

（諸書類の様式）

第9条 前金払に関する諸様式は、別に定める。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、契約のつど協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱は、平成15年4月1日以降に新たに締結された契約に係る公共工事について適用し、平成15年3月31日以前に締結された契約に係る公共工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱は、平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに締結された契約に係る公共工事について適用し、平成 26 年 3 月 31 日以前に締結された契約に係る公共工事については、なお従前の例による。